

高齢障害者の介護保険サービスの 利用者負担を軽減します！

障害のある方が65歳に到達した場合、原則として利用するサービスは障害福祉サービスから介護保険サービスに変わりますが、その際に利用者負担が増加するという問題がありました。

この問題を解決するため、平成30年4月より、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用して一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）する仕組みが設けられます。

つきましては、貴事業所において、以下の対象者の要件に該当する方がいらっしゃいましたら、本制度をお知らせくださるようご協力をお願いいたします。

<対象者>

以下の全ての要件を満たす方

- (1) 65歳に達する日前5年間にわたり介護保険相当障害福祉サービス（注）の支給決定を受けていたこと
- (2) 65歳に達する日の前日において、所得区分が市町村民税非課税者又は「生活保護」に該当し、かつ、本制度申請時に、市町村民税非課税者又は「生活保護」に該当すること
- (3) 65歳に達する日の前日において障害支援（程度）区分が2以上であること
- (4) 65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと

※ 平成30年4月1日以前に既に65歳に到達していた方であっても、上記要件を満たしていれば対象となります。

<償還の対象>

平成30年4月以降に提供された障害福祉相当介護保険サービス（注）に係る利用者負担分

注

介護保険相当 障害福祉サービス	障害福祉相当 介護保険サービス
居宅介護 重度訪問介護 生活介護 短期入所	訪問介護 通所介護 短期入所生活介護 地域密着型通所介護 小規模多機能型居宅介護 (介護予防は含まれません)

● 手続に関するお問い合わせ

各区保健福祉センター 高齢障害支援課 障害支援班

中央区：043-221-2152／花見川区：043-275-6462／稲毛区：043-284-6140

若葉区：043-233-8154／緑区：043-292-8150／美浜区：043-270-3154

● 制度に関するお問い合わせ

障害福祉サービス課：043-245-5228